

○自動車等運転者に対する行政処分の事務処理に関する訓令

(平成31年2月8日島根県警察訓令第3号)

自動車等運転者に対する行政処分の事務処理に関する訓令（昭和50年島根県警察訓令第12号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 違反等登録票の点検（第6条－第8条）
- 第3章 違反等登録（第9条－第16条）
- 第4章 処分量定（第17条－第19条）
- 第5章 処分決定等（第20条－第22条）
- 第6章 処分の移送等（第23条・第24条）
- 第7章 処分の執行（第25条－第30条）
- 第8章 処分執行依頼（第31条・第32条）
- 第9章 処分登録等（第33条－第36条）
- 第10章 雑則（第37条－第40条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年島根県公安委員会規則第5号）及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の定めるところにより行う自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転者に対する行政処分の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察署等 警察署、島根県警察交通機動隊、島根県警察高速道路交通警察隊をいう。
- (2) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (3) 警察官等 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官並びに駐停車違反に係る反則告知を行う交通巡視員をいう。
- (4) 一般違反行為 法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (5) 特定違反行為 道路交通法施行令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をい

う。

- (6) 違反行為 一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (7) 違反報告書 警察官等が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書、その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。
- (8) 違反等登録 警察情報管理システムによる違反登録及び事故登録をいう。
- (9) 行政処分関係書類 違反報告書、警察情報管理システムによる違反登録票及び事故登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (10) 免許の停止等 法第90条第1項、法第103条第1項若しくは第4項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に係る運転免許（以下「免許」という。）の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (11) 行政処分 前号の処分又は法第90条第1項若しくは第2項、法第103条第1項若しくは第2項又は第4項に係る免許の拒否若しくは取消しの処分をいう。
- (12) 処分決定 行政処分の事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (13) 処分書等 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下本号及び第23条において「府令」という。）別記様式第13の3又は別記様式第13の4の処分通知書若しくは府令別記様式第19の3の3又は別記様式第22の6の処分書をいう。
- (14) 処分書等の交付 前号の処分通知書による通知又は前号の処分書の交付をいう。
- (15) 停止処分者講習 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (16) 違反者講習 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (17) 処分事案の移送 行政処分の事由が発生した場合における運転者の住所地が当該行政処分の事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にあるときに、当該行政処分の事由の発生地を管轄する公安委員会から当該住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分の事由の移送をいう。
- (18) 処分決定通知 処分決定（免許の拒否及び保留を除く。）を行った場合における当該処分に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にあるときに、当該決定を行った公安委員会から当該住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定（免許の拒否、保留を除く。）を行った旨の通知をいう。
- (19) 処分執行依頼 処分決定を行った当該決定に係る者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該決定に係る者に対する処分書等の交付を当該住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。

（他の都道府県警察との連絡及び協力）

第3条 違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務は、他の都道府県警察との緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

(迅速かつ確実な行政処分)

第4条 点数制度による行政処分は、違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これら登録を迅速かつ確実に行うものとする。

2 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ確実に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

(効率的な事務処理の推進)

第5条 行政処分の事務処理に当たっては、迅速かつ確実な行政処分のため、警察本部における専門的な事務処理体制を整備するとともに、捜査担当部門との連携を図るなどし、効率的な行政処分事務の推進に努めるものとする。

第2章 違反等登録票の点検

(違反行為の発見報告)

第6条 警察官等は、点数評価の対象となる違反行為を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、当該事故登録に必要な事項を、即報するものとする。

2 警察官等は、点数制度による行政処分が違反報告書に基づいて行われるであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うものとする。

3 警察官等は、違反報告書に係る人身事故等(人身事故及び建造物損壊事故をいう。次条及び第21条第2項において同じ。)が第11条の登録の除外の事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を記載するものとする。

(警察署長等の措置)

第7条 違反等登録票(違反登録票及び事故登録票をいう。以下この条において同じ。)の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案以外の事案について、次により違反等登録票を作成するものとする。

ア 交通切符、交通反則切符又は点数切符により処理する事案については、当該切符の取締り原票により行うこと。

イ 交通事故については、交通事故用行政処分原票(様式第1号)により行い、基本書式により処理する事案にあつては基本書式処理事案用を、特例書式により処理する事案にあつては特例書式処理事案用を、簡約特例書式により処理する事案にあつては簡約特例書式処理事案用を使用すること。

ウ ア及びイによる場合を除き、別に定める自動車運転者等行政処分上申書(法令)により処理する事案については、違反登録票及び事故登録票により行うこと。

- (2) 警察署長等は、警察署交通担当課（係）の職員の中から、違反等登録票作成責任者を指定し、違反等登録票の作成を一元的に行わせるものとする。
- 2 違反等登録票の点検は、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 警察署長等は、警察署交通担当課（係）の警部補以上の階級にある警察官の中から、違反等登録票に関する審査責任者を指定し、審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導教養を行うものとする。
 - (2) 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。
 - (3) 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定の誤りがないかどうかを審査し、必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。
 - (4) 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が第11条の登録の除外の事由に該当すると認めるときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を記載するものとする。
 - 3 行政処分関係書類の送付は、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 行政処分関係書類は、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に送付するものとする。
 - (2) 6点以上の点数が付されることとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分関係書類を送付するときは、違反報告書の所要の欄に処分量定上の参考意見を記載し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。この場合において、次項に定める報告期限までに行政処分関係書類を作成することができないときは、行政処分関係書類追送書（様式第2号）を添えて追って送付するものとする。
 - 4 行政処分関係書類の送付の期限等は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 仮停止（法第103条の2第1項の規定による免許の効力の停止をいう。以下この項及び第24条第4項において同じ。）事案に係る送付は、次によるものとする。
 - ア 仮停止をした警察署長は、直ちに運転免許課に当該事案の事故登録に必要な事項を電話により即報するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付すること。
 - イ アの即報を受理した運転免許課は、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、直ちに事故登録を行うこと。
 - ウ イの場合において、当該事案について法第103条第1項、第2項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分を行う公安委員会が他の公安委員会であるときは、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、

直ちに当該公安委員会の都道府県警察に対し、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を電話連絡すること。

エ ウの場合において、仮停止をした警察署長は、速やかに行政処分関係書類を当該都道府県警察に送付すること。

(2) 三者即日処理の日に処分書の交付をする事案であって、法第109条第1項の規定により運転免許証を保管した事案については、保管証の有効期間内の三者即日処理日に出頭日を定めるとともに、当該期日までに処分書を交付するための違反等登録を行うこと。

(3) 人身事故等に係る事案（仮停止事案を除く。）に係る送付は、次によるものとする。

ア 当該事故の取調べの際に意見の聴取の通知をした事案については、(1)の仮停止事案の例に準ずること。

イ ア以外の事案については、事故発生のおきから遅くとも48時間以内に行政処分関係書類の送付手続を終了し、事故発生の翌日から10日以内に送達させること。

(4) 前3号に掲げる事案以外の事案は、警察署等において違反報告書を受理した日の翌日（休日の場合は、その翌日）までに行政処分関係書類の送付手続を終了し、交通反則切符、交通切符、点数切符に係る違反については、違反の翌日から5日以内に、その他の違反行為については、違反の翌日から10日以内に送達させること。

5 行政処分関係書類の決裁等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 行政処分関係書類の運転免許課への送付に関する事務は、審査責任者が専決できるものとする。

(2) 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかったものを、当該事件簿等の余白に明記するものとする。

(3) 警察署長等は、イの事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導監督し、違反発見報告のあった事案の適正な処理に配慮するものとする。

(4) 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を運転免許課長に連絡するものとする。

(運転免許課長の措置)

第8条 運転免許課においては、前条第3項第1号の規定により警察署長等から送付された行政処分関係書類には、その受理の日又は遅くともその翌日（休日の場合は、その翌日）までに、所要のコードを記載するものとする。

2 運転免許課長は、係長以上の職にある者の中から行政処分関係書類点検責任者を

指定し、当該責任者が行政処分関係書類の点検及び警察署等の違反等登録票作成責任者に対する指導教養が十分に行われるよう配意するものとする。

第3章 違反等登録

(違反等登録審査官の指定)

第9条 運転免許課長は、警部補以上の階級にある警察官の中から違反等登録審査官を指定するものとする。

(違反等登録の審査)

第10条 違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反又は交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第1に掲げる区分により行うものとする。

(違反等登録の除外)

第11条 違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在又は事実誤認があると認めるときは、当該事案を違反等登録から除外するものとする。

2 違反等登録審査官は、交通事故に係る事案について別表第2に掲げる理由があると認めるときは、当該事案を事故登録から除外するものとする。

(違反等登録の迅速処理)

第12条 違反等登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了を待って直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来たすことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに前条の規定により登録の除外(次条及び第14条において「違反等登録除外」という。)を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査や訂正報告書の作成を求めるものとする。

(違反等登録の決裁)

第13条 違反等登録は、違反等登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官が専決できるものとする。

2 違反等登録審査官は、前項の規定により専決した場合には、その取扱い状況を違反等登録日報(様式第3号)によって運転免許課長に報告するものとする。

3 第11条の違反等登録除外に関する事務の決裁は、違反等登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要の欄に記載した上で、個々の事案について運転免許課長の決裁を受けるものとする。

(違反等登録除外の特例)

第14条 他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻し、発生地を管轄する都

道府県警察において違反等登録の変更又は違反等登録除外を行うものとする。

(違反等登録を抹消登録する場合における措置等)

第15条 運転免許課長は、違反等登録を抹消登録（警察情報管理システムによる不適格事由抹消登録をいう。以下この条において同じ。）した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号の規定による行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。）（以下この条において「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

2 前項の規定により抹消登録した当該違反等登録に係る者の住所地が本県以外の場合は、運転免許課長は、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報するものとする。

3 運転免許課長は、他の都道府県警察の行政処分担当課長から本県に住所を有する者について抹消登録した旨の即報を受けた場合は、第1項の措置を講ずるものとする。

4 運転免許を受けていない者への対応は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 運転免許課長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該抹消登録した者による運転免許の申請や受験相談の機会において、当該抹消登録した者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該抹消登録した者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該抹消登録した者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

(2) 前号の場合において、当該抹消登録した者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないときは、運転免許課長は、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（様式第4号）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するものとする。

(3) 運転免許課長は、第1号の抹消登録をした場合は、当該抹消登録に係る違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課に報告するものとする。

(4) 運転免許課長は、他の都道府県警察から第2号の調査の依頼を受けた場合において、調査の結果、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等が認められたときは、当該抹消登録をした都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(5) 運転免許課長は、前号の規定により調査を行った場合は、当該調査に対する回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁交通局運転免許課に報告するものとする。

(違反等登録のある者による運転免許申請時等における措置)

第16条 運転免許課長は、違反等登録のある者による運転免許申請や受験相談に対する適切な取扱いがなされるよう、当該窓口において違反照会（警察情報管理システムによる免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。次条第3項及び第27条第4項第1号イにおいて同じ。）の確実な実施、申請者等に対する丁寧な聴取、照会結果と聴取内容が異なる場合の運転免許課（他の都道府県警察による違反等登録の場合は、当該都道府県警察の行政処担当課）に対する確実な確認等に関し、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導教養を行うものとする。

2 運転免許課長は、前項の運転免許申請等の窓口における違反等登録がある者に対する措置の経過について、事後の問合せや紛議に適切に対応できるよう、措置内容を明確に記録するため、運転免許申請等の窓口担当者に対する指導教養を行うものとする。

第4章 処分量定

(処分量定の方法)

第17条 免許の拒否及び保留に係る処分量定は、次に定めるところによるものとする。

(1) 新規に免許を取得する申請者に係る処分量定は、点数通報（警察情報管理システムによる新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に警察庁情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。以下この条及び第25条において同じ。）の違反歴等が当該申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該申請者の免許の停止等の回数、累積点数並びに免許の取消し及び拒否の状況に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報の違反運転者の本籍、住所等により識別するものとする。

(2) 現に免許を有する者で新たに他の種類の免許を取得する申請者に係る処分量定は、警察情報管理システムによる処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定を行うものとする。

(3) 前号の規定による処分量定の該当者については、運転免許の拒否・保留・事後取消・事後停止・みなす前歴伺書（様式第5号）を作成すること。

2 免許の取消し及び停止に係る処分量定は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 点数通報の処分基準に該当する点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

(2) 免許の取消し又は効力の停止処分該当者（違反者講習を受講しなかった者等を含む。）については、行政処分伺書（甲）（様式第6号）を作成すること。

3 国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転の禁止に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍、住所等によって当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確認した後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容並びに免許の取消し及び拒否の状況に応じて次に定めるところにより措置するものとする。

(1) 処分基準の点数に該当する場合は、次に定めるところによるものとする。

ア 国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の住所地が、違反等登録を行った島根県公安委員会の管轄区域内にあるときは、処分基準に該当する点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定を行うものとする。

イ 国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の住所地が、他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、点数通報書（点数通報を都道府県警察において印字した資料をいう。第23条第1項において同じ。）の所要の欄に計算した点数を記載して、当該住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行うものとする。

(2) 処分基準の点数に該当しない場合は、当該違反行為に係る行政処分関係書類を保存すること。

(3) 第1号の処分基準の点数に該当する場合については、行政処分伺書（甲）を準用し、行政処分伺書を作成すること。

4 違反外行為に係る処分量定は、行政処分関係書類を審査の上、行政処分伺書（乙）（様式第7号）を作成して行うものとする。

5 再試験不受検に係る処分量定は、関係書類を審査の上、行政処分伺書（再試験不受検）（様式第8号）を作成して行うものとする。

（処分量定上の留意事項）

第18条 処分基準の点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次に定めるところにより処分量定を行うものとする。

(1) 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じているか否かを調べ、当該事情がある場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

(2) 当該交通事故が別表第1に掲げる区分の「軽い」に該当するものである場合には、同区分の細目についてその程度を認定し、「小」に該当すると認めるときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

（処分量定に関する事務の決裁）

第19条 処分量定に関する事務の決裁は、交通事故の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は特異なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

第5章 処分決定等

(意見の聴取等)

第20条 意見の聴取、聴聞及び弁明の機会の付与は、法及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)等の関係規程に従い行うものとする。

(処分決定の決裁)

第21条 公安委員会の行政処分に係る事務は、法第114条の2の規定により免許の保留及び免許の効力の停止に関してのみ警察本部長に委任されており、これら以外の免許の取消し及び拒否並びに自動車等の運転の禁止に関しては、島根県公安委員会の決裁により処分決定を行うこと。

2 人身事故等又は違反行為の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は特異なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

(処分決定通知)

第22条 処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書(様式第9号)を送付して行うものとする。

第6章 処分の移送等

(処分移送通知書に関する事務)

第23条 法第103条第3項(法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書(府令別記様式第19又は別記様式第22の4)の送付は、当該処分移送通知書に係る事案の事実の証明に必要な次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

- (1) 交通違反の場合 点数通報書及び行政処分関係書類、酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定記録の写しその他違反事実の証明に必要な資料
- (2) 交通事故の場合 点数通報書及び行政処分関係書類、実況見分調書の写し、供述調書(被疑者・被害者・参考人)の写し、酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写しその他違反事実の証明に必要な資料

2 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付するものとする。

3 処分移送通知書の理由及び備考欄の記載は、府令別記様式第19にあつては別表第3の、府令別記様式第22の4にあつては別表第4の記載例によって行うものとする。

(処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送)

第24条 処分事案の移送(違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。第3項において同じ。)は、行政処分関係書類の送付について(様式第10号)によって行うものとする。

2 違反者講習該当事案の移送は、違反者講習関係書類送付書(様式第11号)によって行うものとする。

- 3 前条第1項及び第2項の規定は、処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。
- 4 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長において直接移送するものとする。

第7章 処分の執行

(関係事務の集中処理)

第25条 点数制度による行政処分事務は、点数通報に基づいて処理されるものであることから、処分書等の交付に関する事務は、原則として、警察本部（交通部交通指導課交通反則通告センター、島根県安全運転学校等の停止処分者講習を行う施設等を含む。）において集中的に処理し、出頭通知（処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書を交付するための出頭を求める通知をいう。次条第2項及び第35条第3項において同じ。）に応じない者、所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付については、警察署又は島根県警察交通機動隊に行わせることができるものとする。

(通知及び処分書等の交付の方法)

第26条 被処分者に対する処分は、処分書を交付して行うものとする。

- 2 被処分者に対する処分書等の交付、出頭通知等は、次に定めるところにより速やかに処理するものとする。
 - (1) 意見の聴取及び聴聞事案については、意見の聴取日及び聴聞日に処分書等の交付及び停止処分者講習に関する事務を行うこと。
 - (2) その他の事案については、出頭通知書（短期・中期用）（様式第12号）により講習日に出頭を求め、処分書等の交付及び停止処分者講習に関する事務を行うこと。
 - (3) 前号に定める日に出頭してなかった者に対しては、運転免許課において、出頭通知書を作成して通知すること。
 - (4) 違反者講習の通知を受けたが、同講習を受講しないまま受講期間を経過した者（通知の理由となった違反行為以外に違反行為をしていない場合に限る。）に対しては、出頭通知書（違反者講習未受講用）（様式第13号）により、警察署、運転免許課又は運転免許課西部運転免許センターに出頭を求め、処分書等の交付を行うこと。
 - (5) 運転免許課において、処分の執行を終わった者については、行政処分執行通知書（様式第14号）により、行政処分が決定し、処分の執行が終わっていない者については、行政処分執行指示書（様式第15号）により被処分者に交付する処分書を添えて被処分者の住所地を管轄する警察署長に送付すること。

(処分書等交付の際の留意事項)

第27条 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

- 2 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとし、

告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。この場合において、当該告知を受けた者の運転免許証を返納(提出)させること。

3 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に規定する不服申立てをすべき行政庁等の教示を別に定めるところにより書面(第31条第1項において「不服申立てに関する書面」という。)で行うこと。

4 第2項の告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあった場合は、次に定めるところにより措置するものとする。

(1) 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合は、次によること。

ア その者が、免許を受けている者であるときは、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明するものとする。ただし、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に処分書等を交付するものとする。

イ その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍(国籍)、住所等が一致したときであっても、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付するものとする。

(2) 過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合は、申立てが違反行為の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められるときに限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

(3) 違反行為の刑事処分の不起訴無罪等を理由とする申立てである場合は、当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められるときに限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて審査するものとする。

(処分短縮通知書の交付等)

第28条 停止処分者講習を終了した者については、運転免許停止期間短縮通知書(様式第16号)の所定欄に別に定めのある講習成績別短縮日数基準表による必要事項を記載し、交付するものとする。

2 被処分者から提出を受けた運転免許証は、即日返還するものを除き、住所地を管轄する警察署長に行政処分執行通知書を添えて送付するものとする。

3 被処分者から提出を受けた運転免許証のうち、即日返還するものについては、当該運転免許証に必要事項を記載すること。

(前歴の通知)

第29条 免許の拒否・保留、事後停止処分該当者については、次に定めるところにより、運転免許課又は警察署において前歴通知書(様式第17号)を交付して、前歴の通知を行うものとする。

(1) 免許の拒否をしなかったものについては、免許証を交付するとき。

- (2) 免許を保留しなかったものについては、免許証を交付するとき。
- (3) 免許の事後停止をしなかったものについては、当該処分対象であることが判明したとき。

(処分執行の通知)

第30条 処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会が他の公安委員会である場合は、当該他の公安委員会に対し、処分決定通知書（様式第18号）を送付するものとする。この場合において、処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から処分を執行した旨の通知を受けた後に、処分執行通知書を送付するものとする。

第8章 処分執行依頼

(処分執行依頼)

第31条 処分執行依頼を行う場合は、処分執行依頼書（様式第19号）に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに当該処分に係る警察情報管理システムによる違反事故処分・短縮・手配等登録票（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うものとする。

- 2 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、処分決定通知書の表題を「処分決定通知・処分執行依頼書」とし、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」を追加記載して行うものとし、処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

(処分執行依頼を受けた場合の措置)

第32条 他の公安委員会からの処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、第27条の規定に準じて行うものとする。

- 2 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された運転免許証とともに、執行依頼処分通知書（様式第20号）に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした当該都道府県警察に送付するものとする。ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、本県において運転免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「運転免許証は、当県において返還」と記載し、当該運転免許証の送付は要しないものとする。

第9章 処分登録等

(処分登録)

第33条 処分登録（警察情報管理システムによる違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。第36条第2項において同じ。）は、処分書等を交付した場合に、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

(処分猶予登録)

第34条 警察情報管理システムによる違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録は、運転免許課長の決裁を受けた後に行うものとする。

2 運転免許課長の決裁は、警察情報管理システムによる違反事故処分・短縮・手配等登録票の欄外に「処分猶予」と朱書し、その部分又は所定の決裁欄に決裁印を押印するものとする。

3 処分猶予としたときは、処分猶予された運転者を出頭通知書（処分猶予用）（様式第21号）により運転免許課等に出頭させ、処分猶予通知書（様式第22号）によりその者の処分基準に該当する点数、処分猶予とした理由及び今後更に違反行為をしたときは、処分猶予とした違反行為の違反点数が累積されるため、場合によってはより重い行政処分を受けることとなる旨を説明し、更に処分猶予通知書添付の処分猶予請書を提出させて将来の再犯の際の行政処分について争いを生じないようにしておくものとする。

（処分手配登録）

第35条 処分執行依頼に係る事案について処分執行依頼を行う場合は、警察情報管理システムによる処分手配登録をした後、処分執行依頼書を送付するものとする。

2 違反者講習に係る事案は、違反者講習通知を行った者で違反者講習を受講せず所在不明と認めた者について行うものとする。

3 前2項に掲げる事案以外の事案については、概ね次の各号に掲げる者について処分手配登録を行うものとする。

(1) 1回目の出頭通知において所在不明と認めた者

(2) 2回目の出頭通知に応じない者

(3) その他処分手配登録を必要と認めた者

（処分短縮登録）

第36条 処分短縮登録（警察情報管理システムによる違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。以下この条において同じ。）は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

2 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

3 停止処分者講習の受講の申出があった場合に、他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該処分短縮登録は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 講習の受講を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認すること。

(2) 住所変更について免許証記載事項変更の手続を行わせること。

(3) 処分を行った都道府県警察に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。

(4) 処分の短縮を決定したときは、前号によって作成した処分短縮登録票によって短縮登録を行うこと。

第10章 雑則

(行政処分関係書類の保存)

第37条 行政処分関係書類は、処分決定年月日順に整理し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間保存すること。

- (1) 一般違反行為を理由として処分執行した事案 8年
- (2) 特定違反行為を理由として処分執行した事案 13年

2 処分を決定したが、処分書等を未交付のまま処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間保存することとし、その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。

- (1) 一般違反行為を理由として処分を決定した事案 当該処分を決定した日の翌年の4月1日から起算して10年
- (2) 特定違反行為を理由として処分を決定した事案 当該処分を決定した日の翌年の4月1日から起算して15年

3 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。

4 前3項に掲げるもの以外の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次の各号に定めるところにより整理保存すること。

- (1) 交通違反に係る事案は、警察署等の別に当該違反の発生日順に整理し、13年間保存する。
- (2) 交通事故に係る事案は、発生日順に整理し、13年間保存する。

(点数制度の広報)

第38条 運転免許課長は、交通取締り又は免許証交付の際の点数制度に関する広報資料等の配布、運転者講習会の利用等により点数制度の周知に努めるものとする。

2 運転免許課長は、交通取締りの際に違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるよう、警察官等に対する指導教養を定期的に行うものとする。この場合において、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は後日の処分書等の交付又は警告通知により知らされる旨を教示するものとし、警察官等において計算した点数を教示することがないようにするものとする。

(処分を免れている者に対する執行の確保)

第39条 処分手配該当者を発見したときは、本県の事案はもちろん、他の都道府県警察の事案についても関係都道府県警察相互の緊密な協力によって、その執行の確保に努めるものとする。この場合において、法第104条の3第2項の規定による出頭命令及び第3項の規定による免許証の保管の制度を活用するものとする。

(処分を受けた者の無免許運転の防止)

第40条 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で停止処分者講習を受けないものについては、警察

官等による計画的な監視、指導を行うものとする。

- 2 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする運転者であるときは、当該事業所等に対する指導を徹底するものとする。

附 則

この訓令は、平成31年2月8日から施行する。

別表〔略〕

様式〔略〕